

総論

統計改革への提言

——「専門知と経験知の共有化」を目指して

はじめに

戦後の統計体系の見直しに向けた作業が内閣府の統計委員会を中心に行われている。現在の統計体系は、戦後の混乱した日本経済を建て直し、国民生活の安定を確保するための基礎資料を作るために、多大な資源を投入して構築されたものである。しかし、その体系は、当時の農業、製造業を中心とした産業構造を把握することを目的に作られたものであるために、現在の経済社会構造を把握するには適切なデザインとはいえない。グローバル化、サービス化の影響を受けた産業構造を把握するには、既存の統計体系では、もはや実態の十分な把握が不可能となってしまった。

こうした中で実施された 60 年ぶりの今回の統計法の全面改訂は、新たな時代にふさわしい統計の構築に向けた幕開けといえるものである。本年秋には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）が初めてとりまとめられることになっている。

時代から取り残されつつある現在の統計体系を見直すには、多様なアクターが参加した場での議論が有効である。われわれは、統計利用者の立場から、現在の統計の諸問題、今後の課題について議論を重ね、今回、新たな時代にふさわしい統計改革についての政策提言をとりまとめるものである。「基本計画」策定に向けた議論に一石を投ずることができれば幸いである。

以下の総論では、研究会での議論および各論で示された主張をもとにしつつ、全体の統計改革の大きな方向性を示すこととする。

1. 統計の役割と最近の統計制度見直しの経緯

(1) 統計の目的

統計は現実に生じていることの実態を把握することが目的であるが、その用途には、大きく分けて二つある。一つは、現行の制度を前提とした上で、その時々を経済社会政策を運営するための基礎資料としての用途であり、もう一つは、経済社会の制度設計そのものを変更するための基礎資料としての用途である。前者は、比較的短期的な

政策運営を行うことを前提としたものであり、前年比、前月比といった過去との比較で議論されるものであり、標本調査に基づいて調査されることが多い。後者は、中長期の視点に立った制度設計を行う際に不可欠なものであり、特定の時点について、数年に一度大規模な調査を行い、構造的な実態を把握しようとするものである。

(2) 統計制度見直しの経緯

今回の統計制度の見直しの議論は、当時、経済財政諮問会議民間議員であった吉川洋氏（東京大学大学院経済学研究科教授）が、日本の抱える統計の問題を経済財政諮問会議で提起したことから始まった。その主張を踏まえて、2004年の「骨太方針」では、行政改革の一つとして、農林水産統計に偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直すということが閣議決定されるに至った。

その後、内閣府には経済社会統計整備推進委員会（委員長：吉川洋氏）が設置され、統計整備に関する「司令塔」機能の強化のために統計法制度を抜本的に見直すことが決定された。その趣旨は、いわゆる分散型の統計機構の下で各省が独自に統計調査を実施してきた状況から脱却し、統計行政の調整機能を強化することにより国民所得統計（GDP）等の基幹的な統計の改善に資する一次統計の見直しを実現することであった。その後、2006年の骨太方針では、統計整備の「司令塔」機能の中核をなす組織を内閣府に置き、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会として設置する方向で検討するとされた。

他方、総務省では統計法制度に関する研究会（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）が設置され、その研究会では主に統計の二次利用についての議論が進められた。

これらの報告を受けて、2007年に統計法が全面改正され、司令塔についてはその中核をなす組織である統計委員会が内閣府に設置された。こうして国民所得統計や国勢統計など重要な統計が基幹統計として位置づけられ、その改善に資するための一次統計のあり方について調整できる体系的な仕組みが整備されたのである。

2. 統計改革の5つの基本的方向性

(1) 政策課題に対応した統計の作成

政策課題はその時々の経済状況を反映している。昨今の例を挙げれば、「日本経済の生産性の向上」や「所得格差の是正」が重要な政策課題として注目されているが、これらは、紛れもなく日本の政策の舵取りを決定する重要な概念である。生産性が注目されているのは、日本の人口減少が続くなかで、生産性向上が日本経済の成長を支える重要な要素と考えられているためである。また、所得格差の是正については、グローバル化・IT化による経済社会の変化のしわ寄せが一部の就業者に現れているという、世界の経済社会の潮流から切り離せない構造的な問題であるためである。

こうした重要な政策課題に対応するためには、統計データに基づいて現状を把握することが不可欠であるが、現実には統計は実態を把握するには不十分であり、客観的な分析に基づいた議論が行われているとは言い難い。各論で宮川努氏が書いているように、生産性統計については、米国や OECD ではすでに公的な機関からの継続的に公表されるデータとみなされているにも関わらず、日本では学者による一研究分野と位置づけられている。

また、所得格差のデータは、「全国消費者実態調査」と「国民生活基礎調査」の二つの公的統計をもとに議論されることが多いが、両者は低所得者層の実態を把握することを目的とした調査ではない。そもそも世帯の所得水準を直接世帯から入手することはプライバシーの問題もあり困難である上に、全世界帯を対象とする標本抽出調査から一定の低所得層の分析を行うことは無理が多い。実際、前述の二つの統計によってやや結果が異なることから、ともすれば論者が自分の主張にあう都合のよいデータを使って議論を進め、建設的な結論につながりにくい状況にある。

重要な政策課題に対するデータによる裏づけが十分でない状況では、実証的な根拠も乏しく、感情論に流されることにもなりかねない。そうならないためにも、政策課題に迅速に対応するにはどのような統計を作成することが重要であるかを認識し、その統計作成に優先的に人や資金を投入するための制度構築が必要である。

(2) 統計の利用度の向上

近年、国民に対する説明責任を果たし、質の高い行政を目指そうというニュー・パブリック・マネジメントの考え方に立ち、政府の業績を評価するための「政策評価」が実施されている。政策評価は、いわゆる **Plan-Do-Check-Action** のマネジメントサイクルを通じて、継続的に政策の実績を評価するための有効なツールとして考えられてきた。しかし、実際の政策評価は、政府の担当者の負担感の増加と評価の儀礼化につながってしまっている。そこでの政策評価の多くは、統計データの推移を観察しているに過ぎず、計量的知見に基づいた実証的な分析は実施されていない。ここでいう計量的知見にもとづいた実証的な分析とは、他の要因をコントロールした上で、政策により投入された資源とその結果得られる政策の成果との因果関係について厳密に分析することをいう。

日本において、こうした統計的根拠に基づく政策（**Evidence-based Policy**）の評価が行われていない背景には、現在実施している政策評価は第三者が実施した客観的評価ではない自己評価形式となっており、評価にバイアスがかかりやすくなること、また、政策評価を行うだけの専門性を政府内部に有していないことが背景にある。他方、専門性を有する政府の部外者が分析を行っているかという点、個票データの利用が制限されているためにアカデミズムの世界でも活発な分析が行われていないという問題がある。

このように政府の内外ともに統計の利用が低調であることが、統計を改善させるための原動力を弱めている背景でもある。すなわち、統計を通じた「知の共有化」がなされていないために、統計に対する改善要求をする知的集団が育っていないというこ

とが、統計改革を遅らせているともいえる。

このため、統計データを広く一般に公開し、政府部外者による統計の利用度を高めることが重要である。データ利用の壁を壊して「知の共有化」を図り、外部専門家による政策評価を促すことは、**Evidence-based Policy** の実現に極めて重要であり、統計の質の改善につなげるための有効な手段である。

(3) グローバル時代にふさわしい統計作成の必要性

ここでいう「グローバル時代にふさわしい統計」には二つの意味が含まれている。一つは、各国の政府あるいは研究者間の政策や現状についての相互理解に役立つための統計のあり方という意味であり、もう一つは、企業の活動が国境を越えてグローバル化して実態を把握するための統計のあり方という意味である。まず、前者について触れてみたい。

日本の統計は、国際比較が困難なものが多いとされている。たとえば、宮川努氏の論文にあるように資本ストックの概念が海外の基準と違うことから、単純な比較は困難な状況にある。また、社会保障統計についても、鈴木亘氏の論文にあるように、医療費の概念が違うことから、医療費負担について諸外国と比較しようとしても困難となっている*1。こうした国際基準との乖離は、国際社会における統計の進歩から日本が取り残されており、海外の情報を入手し、それを日本の統計に適応するだけの専門性をもつ人員が不足していることを意味する。これは一つには、現在の統計部局の研究体制が脆弱であり、最先端の知識を吸収し、実務に生かす余裕がないことによるものである。このような状況では、各国の政府担当者や研究者の間で政策や現状についての相互理解、つまり国境を越えた「知の共有化」がなされず、国際社会から取り残された存在になってしまう。国際社会での「知の共有化」を図るため、統計の作成に当たっては、国際比較が可能であることを統計作成の原則として重視すべきである。なお、欧州連合統計局 (Eurostat) が提示しているヨーロッパ統計実践規約 (European Statistics Code of Practice) においても、統計の国際比較可能性が重要な原則として規定されている。

他方、企業が国際展開をしていく上で、海外での企業活動の状況を把握する統計が不足している。我々が実施したアンケート調査結果でも、グローバル化の進展に伴い、海外に進出した企業の活動、決済通貨の実態、M&A の動きなどの把握が不可欠になっているものの、十分な実態把握ができていないという指摘があった。統計の対象とすべき客体は日本を超えて広がっており、海外で活動している組織・人の実態を把握することのニーズは高い。また、乾友彦氏の論文では、生産工程が国境を越えてネットワーク化しているなかで、部品貿易、サービス貿易、企業内取引にかかるデータが不足していることが指摘されているところである。

このようにグローバル化時代にふさわしい統計とは何かという点について、改めて議論を行う必要があると思われる。ちなみに、アメリカで生産性の統計が公的統計として公表されているが、そこでは主要国の生産性との国際比較が公表されている。アメリカ企業にとって必要な統計を提供するのが政府の役割である、ということをも物語

っているようで興味深い。

(4) 地方分権化を見据えた統計作成の必要性

日本の統計体系は行政が中央集権的であることを前提として構築されている。通常の統計調査で、全国をさらに細分化した地域における計数を、月次、あるいは四半期ごとに入手できる統計は限られる。地域別の区分がある場合でも、北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中部、四国、九州のレベルであり、各地域に立地する経済圏、あるいは、県別の計数の入手は困難である。これは一つには、通常の全国を対象とした標本抽出調査の統計の場合、地域における一つの経済圏や県で抽出される標本数が少ないことから、経済圏や県単位の集計値を公表することが不適切であるためである。

しかし、近年は、地域における経済活力やダイナミズムが低下していることに加え、地域間での経済状況の相違が拡大してきており、これまでのような9地域レベルでの集計値では、地域経済の実態を十分に把握し、適切な政策運営を行うことが困難となってきている。さらに、従来の中央集権体制を見直し、より地域に密着した機動的な政策の展開を行うための地方分権化、なかでも道州制への移行についての検討が、現在、政府内で進められているが、現在の統計体系では、道州単位の行政を行うには不十分な統計情報しか提供されないこととなる。少なくとも、道州内の主な経済圏についての動向を示す短期の統計が必要となる。

地域経済の実態を十分に把握するとともに、道州制のメリットを最大限に生かすためにも、地域における経済状況についてより正確に把握することが可能となるような統計体系に移行すべきである。

(5) 外部評価の必要性和外部の専門家の活用

統計作成はとかく前例踏襲主義に陥りやすい。これは、一つには「従来と同じ手法で実施することが統計の継続性につながる」という認識が、統計作成側にあるためである。確かに、統計の継続性を確保するために前回と同じ手法を踏襲するというの一面の真理ではあるが、経済社会が変化している状況においては、従前と同じ調査方法を用いることは必ずしも統計データの継続性にはつながらない。より明確に言うと、同じ手法を使っているために現状の把握が困難となっている状況が多々見受けられる。たとえば、調査への協力度の低下、個人情報への関心の高まりに加え、世帯調査では共働き世帯やオートロックマンションの増加といった社会の変化は、多かれ少なかれ調査結果に影響を及ぼし、厳密にいうと前回の調査との比較は困難となっているはずである。

このように、統計作成者は、経済実態を把握するため調査設計を絶えず見直していく努力を怠ってはならない。そのためには、現在の手法が経済社会を映し出す「鏡」として有効であるかどうかについて外部の専門家を交えて評価し、もし、そうでない場合には学会や大学などから協力を得て改善を図る仕組みが必要である。

3. 実施すべき具体策

(1) 研究機能の強化

内外で生じている経済社会の変化をいち早くキャッチし、政策に反映させるための統計の作成を可能にするには、統計部局にさまざまな経路を通して情報が集まる仕組みを作る必要がある。そのためには、学会や大学などの研究機関における専門家と統計部局との積極的な人的交流を図ることが必要である。

現在の統計部局は、人員削減の影響を受け、統計の企画、調査の実施、集計、公表、外部（調査客体を含め）からの問い合わせなどの業務を担うことで手一杯であり、学会の最先端の情報、国連、OECD等の国際組織、各国の統計局の動きをフォローする余裕がないのが実情である。これは一つには、各府省において統計部門が軽視され、専門性を有する人材を育てることができなかったツケが回ってきたことによるものだ。

こうした現状を打開し、研究体制を強化するためには、第一の方策としては、統計部局内に研究セクションを設置し、専門性を有する外部の研究者が研究に専心できる環境を整備することが重要だ。経済学、統計学、数学、情報工学など大学などの研究機関には統計の質の向上に不可欠な博士号レベルの専門性を有する人材は多数存在する。こうした人々が統計所管の現場で実際に統計の改良に業務として取り組むことが、統計改革を成功させるには不可欠である。一方、大学側も、統計の向上は学問の進歩に役立つことから、異動中の処遇への配慮を行うなど研究者の派遣に積極的に協力すべきである。

また、現行の統計行政は、よく知られているように分散型であり、各府省の統計部局で働く人は各府省の職員として採用されている。したがって、職員が統計業務を希望していても、役人として適応力があるとみなされると政策立案部局や国会対応など幅広い業務をこなす能力を身に着けることが要求され、実際の統計調査に関わる機会が限られる場合が多々見受けられる。また、通常の役所の人事ローテーションの枠のなかで統計部局に異動となった場合でも、おおよそ2年の任期中に統計の専門性を身に付けることは事実上困難である。このことが旧知の仲である各国の統計専門家のネットワークに入り込めず、国際会議での日本のプレゼンスの低さにもつながっている。

つまり、現在の人事制度のもとで、職員の専門性を高めることには限界があるということだ。そのため、二つ目の方策としては、統計部局の職員の専門性を高めるために、公務員の職種のなかに統計専門職を設け、一括採用を行うことを検討すべきである。各省の統計担当局・課の職員は原則として一括採用された統計専門職を配属することにより、統計の専門性を確保することが可能となる。

これらの二つの方策を実施するには、法制度も含めて大胆な見直しが必要となるが、専門性の高い職場環境を整備し、優秀な人材を集めることが、統計の質を高める上で、何よりも重要であることを忘れてはならない。こうした改革により、司令塔の機能強化が名実ともに実現し、より優先度の高い統計への集中的な人、資金の資源配分につながる。また、各論の永濱利廣氏の論文にあるように、いわゆる分散型の統計行政で

あるために統計の整合性、利便性の面で問題が生じているとの指摘がある。経済統計の一元管理を進めるためにも、これらの二つの方策の早急な実現が望まれる。

最後に誤解のないように付言しておくが、統計の質を改善するためには、単に博士号レベルの研究者を集めるだけでは十分でないと考えている。実際の統計調査を理解するためには、いわゆる経験知が必要であるからだ。これは、集計された調査票を入念にチェックし、調査対象者からの問い合わせや苦情へ地道に答え続けることによって蓄積されるものである。そのため、こうした経験知をもつ統計局の職員にも研究の機会を与え、経験知と専門知との「知の共有化」を図ることによって、新しい時代にふさわしい統計改革が実現できると考えている。

(2) 個票利用の推進

統計の利用が促進されないのは、行政が政府統計の個票分析に消極的な姿勢を取っているためである。今般の統計法の改正で個票の積極的活用へ改善の方向がみられるものの、所管省庁は依然として、自分の省の行政批判にもつながりかねない個票分析に対して消極的姿勢を崩していないように思われる。

積極的な個票分析を可能とするためには、個票分析統計の匿名性を確保した上で、外部研究者が必要な個票データを使った実証的分析を容易に行えるための制度づくりが必要である。こうした統計の二次利用については、総務省統計局と一橋大学経済研究所が連携して、2004年以降、一橋大学を拠点として匿名標本データの貸与を大学教員対象に実施している。しかし、貸与の対象となる統計は、現時点では統計局所管の統計に限定されており、他の府省の統計は対象となっていない。

他方、現在、統計委員会で統計の二次利用に向けた議論が現在行われ、基本計画とりまとめに向けた中間報告案が示されている。そこでは、各府省が、所管の基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査を選択することとなっている。しかし、現在の案は以下の点で問題であり、新統計法の理念が生かされているとはいえない。第一に、どの統計を二次利用の対象とするかを、各府省が独自に選択することとなっていることである。各府省の判断のみに委ねれば、各府省の行政と直結する統計については、二次利用が認められない可能性が高い。そこで、統計委員会は、国民にとってニーズの高い統計の二次利用が速やかに実現するよう、基本計画案に二次利用に供すべき具体的統計名を期限とともに明示すべきである。第二に、利用申出があった場合に、二次利用を認めるかどうかの審査を各府省が行うことである。これでは客観的な審査が行われる保障はない。中立性を確保するための仕組みを考えるべきである。第三に、二次利用の対象を基幹統計調査に限定している点である。基幹統計として規定されるものは全体の統計のうちの一部であり、それ以外の統計について二次利用の対象としないこと理由が不明である。統計委員会は、基幹統計以外にも対象を広げて、基本計画案に二次利用に供すべき具体的統計名を期限とともに明示すべきである。こうした問題点に加えて、利用者の利用手続きにかかる行政コストを極力低く抑えるために最小限の手続きにすべきことはいまでもない。

海外などではホームページからマイクロデータをダウンロードすることが一部の統

計については可能となっている。こうしたデータ提供がデータの利用促進を高め、政府の内外における質の高い政策評価につながっていると考えられる。

(3) 地方の統計調査機能の強化

現在、国が実施している統計の実地調査は都道府県や市町村に法定委託する方式をとっている。都道府県の統計主管課は、中央政府の複数省から委託された統計調査の実施を一括して実施している。つまり、日本では、中央レベルでは分散型の統計機構になっているが、地方レベルではいわば統計主管課がすべてを担っているという点で集中型機構ともいえる*²。

地方分権化を見据えた統計体系に移行するために、各県の統計主管課を道州制への移行を見据えた地方ブロックごとに集約させることにより地方の統計調査機能を強化すべきである。つまり、各県の統計主管課を集めて、道州ごとに地方組織を設置することにより、国との連携強化や統計資源の効率化を図り、地方行政を担うための効果的な情報収集を行うべきである。その場合、国は、全国統一的な仕様や調査手法をマニュアルとして提示し、統計の整合性を確保するとともに、市町村は統計調査員の管理、連絡に特化することになる。

現在の地方の調査体制の状況を見ると、統計に関わる職員の定数が一貫して減少しており、また、制度上は、地方が独自に統計調査をできることになっているものの、実際には、国の統計調査に関する事務の占める割合が圧倒的に高く、統計主管課は国の受託機能的性格が濃くなっている。今のままでは、国も地方も予算削減が続くなかで、社会のニーズとは逆に、地方の統計調査機能が弱体化してしまう可能性が高い。本提言のように、現在、都道府県に分散している機能を道州ごとに一つに集約させることによって生じた統計予算の節約分を上手く活用することで、これまでにない地方の経済圏の実態把握を行うことが可能になり、地方分権を実現する上での重要な統計の基盤整備につながると期待される。

(4) 外部評価制度の導入

EU では、欧州連合統計局が欧州委員会委員長の直轄下に置かれ、各国の統計の統一性を図るため、調査方法、分類基準、定義などについての調査を実施している。各国が実践すべき統計実践規約には、加盟国の統計について点検するための3カ年計画(2005-2008)が盛り込まれている。3カ年計画のうち、最初の一年は各国統計機関が自己評価を行い、次の1~2年間で欧州連合統計局と別の加盟国が協力して評価を実施することになっている。また、評価する基準は、統計機関の独立性、データ収集の権限の根拠、データ作成の資源の十分性、データへのアクセス可能性など幅広い内容を含んでいる。

こうした評価体制は、残念ながら日本には存在しない。日本においても、各省庁が実施している統計が実態の経済社会を正確に把握しているかどうかについて、外部専門家を交えた評価が定期的に実施される仕組みを構築すべきである。

(5) 加工統計の民間委託

統計は大きく二種類に分けられる。一次統計と二次統計を加工して得られる加工統計である。一次統計は、一般に、統計調査の結果から直接得られる統計で、調査の企画、集計等は政府が行い、実地調査は地方自治体が行っている。代表的なものとしては、国勢調査、家計調査、貿易統計、有効求人倍率などがあるが、これらの一次統計については、統計の継続性、情報の秘匿性確保等の観点から、政府が主体的に行うべきである。

他方、一次統計に何らかの加工処理を行って得られる加工統計についてはどうか。加工統計には、GDP、産業連関表、消費者物価指数、景気動向指数などが含まれるが、加工統計のなかでももっとも基幹的な位置にあるものを除き、飯塚信夫氏の論文にあるように、月次GDP、景気動向指数など既に公表済みの統計を加工して得られる統計については、研究の蓄積が十分にある民間部門に任せるべきである。これによって、政府部内の人的及び資金のリソースを基幹的な統計に振り分けることが可能となるうえ、民間部門の知見を活用し、統計の質の向上を図ることができる。

どの加工統計を民間委託に出すべきかについては、慎重な判断を要するが、判断基準としては、①加工統計の作成に必要となる基礎データがすべて公表されていること、②加工統計の加工方法が公表されていること、③第三者が再現可能であること等が挙げられる。また、民間委託する場合には一般競争入札となり、民間委託とする場合には、入札の結果委託先が変更されることによる統計の継続性、質の確保という観点から慎重な検討を要するが、受託側が加工のためのプログラムを公開した上で、第三者がチェックできる仕組みを作っていれば、大きな問題は生じないと思われる。

以上、統計改革の5つの基本的方向性とそれを実現するための具体策について整理した。統計的根拠に基づく政策という考え方のもと、国際社会の統計に対する要求水準はきわめて高く、高度な知識がなければ理解できないものとなっている。戦後の混乱期に現在の統計制度の基礎を作った先人の努力を無駄にしないためにも、今こそ内外の知力を注入して統計改革を断行すべきである。

(本文は、宮川努座長及びNIRA事務局においてとりまとめたものである)

<参考>ESPフォーキャスター*3に対するアンケート調査結果(詳細は資料編を参照)

今回、我々は利用者のニーズを踏まえた提言を行うために、ESPフォーキャスターを中心としたエコノミスト37名を選定し、そのうち電子メールでの連絡先が判明した34名にアンケート調査を行った。そのうち、回答は31名からあった。

アンケートの結果から日本の統計の問題点が浮き彫りになった。主な意見は以下のとおりである。

統計制度全体に関する設定については、

- ・社会構造の変化に対応できておらず、サービス業、海外関連、家計統計などの充実を図るべき、
 - ・グローバル化の進展に伴い、海外に進出した企業の活動、決済通貨の実態、M&Aの動きなどの把握が不可欠になっているなかで、十分な実態把握ができていない、
 - ・各省がそれぞれ実施していることから統計の数は多いが、たとえば、軸となる統計がない、統計間で重複がみられるなど、分散型統計行政の弊害が大きくなっているため、人的資源、統計資金の一括管理を行うべき、
 - ・国際比較した場合に、統計部局に第一線の統計専門家が配置されていないという人材の問題を解消すべき、
- などがあった。

また、利便性の向上に関する要望としては、

- ・カバレッジの問題（企業別では小企業が抜けている、インターネット販売・通信販売が含まれていない、派遣社員が含まれていないなど）、サンプル数の小ささ・サンプル入れ替えからもたらされるブレの問題を解決してほしい、
 - ・季節調整などの補正を最新の手法に変更してほしい、
 - ・海外並に公表のタイミングをもっと速めるべき、
 - ・見やすさ・操作性の高い形式（ダウンロードファイルの形式、HP レイアウト）、各統計間の用語の統一、公表ルールの厳守などに留意すべき、
 - ・コメントによる解説や、手法の透明性を希望する、
- などがあった。

図表 1 景気動向指標としての統計調査の評価結果

		(人)		
		1点	2点	3点
家計	GDP速報	6	14	11
	家計調査報告	21	8	2
	家計消費状況調査	8	18	5
	商業販売統計	6	21	4
	消費動向調査	4	20	7
	建築着工統計調査	2	15	14
産業	法人企業統計調査	2	12	17
	法人企業景気予測調査	4	22	5
	日銀短観	-	2	29
	機械受注統計調査	3	18	10
	鉱工業生産・出荷・在庫指数	-	2	29
	第3次産業活動指数	8	17	6
	全産業活動指数	10	16	5
労働	労働力調査	1	17	13
	毎月勤労統計調査	-	19	12
	職業安定業務統計	1	17	12
国際収支	貿易統計	1	5	25
	国際収支状況	7	17	7
物価	消費者物価指数	-	10	21
	企業向けサービス価格指数	3	23	5
	企業物価指数	-	13	18
景気動向	景気動向指数	2	8	21
	景気ウォッチャー調査	1	12	18

注：「短期的な経済変動、景気動向を把握するための統計指標としてどのように評価しますか。1点から3点までの点数を付けてください。3点が最も良い評価とします」との質問に対する有効回答者31人の点数の内訳を示したもの。

図表 2 構造把握指標としての統計調査の評価結果

		(人)		
		1点	2点	3点
	GDP速報	4	10	17
家計	家計調査報告	7	11	13
	家計消費状況調査	11	16	4
	商業販売統計	7	19	5
	消費動向調査	10	17	4
	建築着工統計調査	2	15	14
産業	法人企業統計調査	-	8	23
	法人企業景気予測調査	11	19	1
	日銀短観	1	4	26
	機械受注統計調査	8	16	7
	鉱工業生産・出荷・在庫指数	1	2	28
	第3次産業活動指数	4	25	2
	全産業活動指数	6	23	2
労働	労働力調査	-	9	22
	毎月勤労統計調査	2	16	13
	職業安定業務統計	3	18	9
国際収支	貿易統計	-	6	25
	国際収支状況	1	12	18
物価	消費者物価指数	-	6	25
	企業向けサービス価格指数	5	21	5
	企業物価指数	-	14	17
景気動向	景気動向指数	5	11	15
	景気ウォッチャー調査	14	12	5

注：「長期的な経済トレンドや構造の変化を把握するための統計指標としてどのように評価しますか。1点から3点までの点数を付けてください。3点が最も良い評価とします」との質問に対する有効回答者31人の点数の内訳を示したもの。

【注】

*1 井伊雅子氏は、日本の医療統計に関して「医療に関する重要な統計としては、経済協力開発機構（OECD）の「Health Data」が毎年発表されている。・・・（中略）・・・ところが日本の欄は空欄が目立つ。また医療費の定義が異なるとはいえ、公的医療費の支出額などは厚生労働白書のデータと比較すると数値にかなりの差がある。」（井伊、2008）と論じている。

*2 一部の統計については、国の出先機関を通じて実施されている。たとえば「法人企業統計調査」（財務局）、「民間給与実態統計調査」（国税局）、「農業経営統計調査」（地方農政局）など。

*3 ESPフォーキャスターとは、（社）経済企画協会が実施している「ESPフォーキャスト調査」の回答者であり、40名弱の企業もしくは個人が回答者・ESPフォーキャスターとなっている。

調査は、月に1度行われ、将来に関する各種の経済指標（GDP、民間最終消費支出、完全失業率等）や総合景気判断、日銀の金融政策等についての予測を回答する形式がとられている。

【参考文献】

井伊雅子、2008年、「医療統計の体系化：統計委員会の基本計画に向けて」『医療経済研究』第20巻第1号。

島村史郎、2006年、『統計制度論：日本の統計制度と主要国の統計制度』、日本統計協会。

総務省政策統括官（統計基準担当）監修、2008年、『統計実務基礎知識』（平成20年版）、全

国統計協会連合会.
水野谷武志、2008年、「統計制度の品質評価」『統計』4月号.